

「軽費老人ホーム」 ケアハウス湯々館
重要事項説明書

1. 事業主体の概要

設置主体名	社会福祉法人 盛幸会
経営主体名	社会福祉法人 盛幸会
法人所在地	兵庫県川西市西多田字平井田筋5番地
電話番号	072-793-2727
代表者氏名	理事長 吉川 渉
設立年月	平成11年7月

2. 施設の概要

名称	ケアハウス湯々館
施設長氏名	藤原 悟史
開設年月日	平成12年10月1日
所在地	兵庫県川西市西多田字平井田筋5番地
交通の便	阪急宝塚線川西能勢口駅より阪急バスに乗車 (乗車時間約15分) 「湯山台中央」バス停より北に徒歩2分
電話番号	072-793-3897
FAX 番号	072-793-2587
E メールアドレス	keahausu@toto-kan.org
建物	構造：鉄筋コンクリート造 7階建 延床面積：6,502.79 m ² 居室：1人用洋室 18室 2人用和室 2室 25.73～35.15 m ² 居室の設備：ミニキッチン（流し台、冷蔵庫、電磁コンロ）、洗面化粧台（給湯）、エアコン、洋式トイレ、電話接続口、テレビ接続口、ナースコール等 定員：22名 共同設備：食堂、大浴室、洗濯室、屋上遊歩道、談話スペース等
併設施設及び事業所	・介護老人福祉施設（利用定員98人） ・短期入所者生活介護（利用定員12人） ・通所介護（利用定員60人） ・訪問介護 ・居宅介護支援事業所 ・地域包括支援センター

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	高齢者福祉の理念に基づき、入居者の生活の安定並びに生活の充実を図ることを目的とします。
事業の運営方針	ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かに生活できるよう配慮していくものとします。

4. サービスの概要

種 類	内 容
食 事	毎日、管理栄養士の立てる献立による栄養バランスを考慮した、高齢者の健康に配慮した食事を提供いたします。身体状況等の理由により、ご希望に応じ、粥食・刻み食などを提供いたします。 食事の場所は、原則として食堂とします。 (食事時間) 朝食 8時～8時45分 昼食 12時～12時45分 夕食 18時～18時45分
入 浴	入浴は毎日(元日は休み、日曜日はシャワー浴)職員が入浴の準備を行います。 (入浴時間) 女性 14時30分～16時00分 男性 16時10分～17時40分
健康管理	日常の健康相談や、年1回以上の定期健康診断を実施いたします。
相談及び援助	入居者及びその家族から、入居者の生活についての様々なご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	入居者からの要望等を考慮の上、教養娯楽・外出・日常生活・サークル活動等、コミュニティー活動の支援を行います。

5. 利用料金について（金額については、別表に記載）

月額基本利用料金

サービスの提供に要する費用	事務費・事業費・人件費・施設維持管理費など、国の基準で定められた料金です。入居者の前年対象収入によって異なります。
生活費	食事サービスに係る費用及び共有部分に係る光熱水費など、国の基準で定められた料金です。 外出などにより食事を摂らない場合は、4日前の17時までにお申し出頂くと、材料費分を清算いたします。
冬期加算	11月～翌年3月までの冬期は、暖房費として加算されます。国の基準で定められた料金です。
居住に要する費用	居室の使用に係る費用です。
光熱水費	居室内で使用される電気料金です。
その他の費用	親睦旅行その他の施設行事に参加を希望される場合、又は入居者の希望により、別に定める施設が行う特別なサービスを利用した場合、これに要する費用をお支払い頂きます。

※ サービスの提供に要する費用・生活費・冬期加算については、「兵庫県軽費老人ホーム利用料等取扱い基準」に基づき決定します。

請求・支払いについて

利用料は、翌月の10日頃に請求書を発行し、原則は20日（20日が休日の場合は翌営業日）に自動引き落としにてお支払いいただきます。
特別な事情がある場合には、20日までの指定口座への振り込みでも、対応いたします。

6. 協力医療機関

医療機関の名称	大西クリニック
所在地	川西市新田2丁目12-6
電話番号	072-744-2248
診療科目	内科、消化器内科科、外科
入院設備	無
救急指定の有無	無

7. 個人情報の取り扱いについて

当事業所は、「個人情報保護の目的」に定めた範囲においてのみ、個人情報を利用いたします。特にプライバシー情報に関しましては漏洩に注意を払います。また、情報を第三者に提供する場合には、事前に利用者の承認をいただきます。あらかじめ示した用途以外には決して使用いたしません。ただし、法令に基づく場合や、人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合等であって、利用者の同意を得ることが困難であるときは、利用者の了解を得ることなく、必要かつ合理的な範囲において個人情報を取り扱わせていただきます。

8. 情報開示について

当事業所は、入居者または身元保証人からの請求に従って、利用者ご自身に関する情報を開示しております。ただし、本人あるいは身元保証人でない方（他の家族等）からの請求につきましては、書面にてご本人の了解を得てから開示させていただくこととなります。

9. 苦情相談窓口

※ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

相談窓口	担当者：向井律子（生活相談員）
利用時間	10時～16時（昼食提供時間帯を除く）
連絡先	072-793-3897

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

阪神北県民局宝塚健康福祉事務所監査指導課
所在地：宝塚市東洋町2-5
電話番号：0797-61-5174（直通）
FAX番号：0797-61-5188
受付時間：9時～17時30分（平日のみ）

10. 職員体制

職種	人数		配置基準
	常勤	非常勤	
施設長	1 (兼務)		1 (兼務可)
生活相談員	1		1
介護職員	1	4	1
調理員	2		1

※ 夜間体制：当直員(兼務)を配置し、施設の安全管理と緊急連絡の業務を行います。

11. 災害時の対策

防火設備の概要	防火設備	避難階段・避難口（非常口）・防火戸・防火内装材量・防火カーテン
	消防用設備	屋内消火栓・屋外消火栓・スプリンクラー・自動火災報知設備・非常通報装置・非常警報設備・避難誘導灯・避難誘導標識・防火用水・非常電源設備・消火器
緊急連絡体制	緊急連絡網の整備	
消防避難訓練	年2回以上	

12. 当施設ご利用に際しての留意事項

外出・外泊	外出・外泊される際には、お届け出頂きます。
来訪・宿泊	入居者の来訪者は、来訪の際に、1階事務所受付の来館者名簿にご記入頂きます。宿泊される際には、事前に届出の上、承諾が必要となります。
喫煙	館内は禁煙となっています。喫煙される場合は、館外の指定の場所にてお願いいたします。
飲酒	飲酒は、医師からの制限等がない限り、自由ですが、周りの方へ迷惑がかからないようにお願いします。 原則、お酒類は、居室内にてお飲み下さい。
迷惑行為等	喧嘩、口論、中傷、酒酔いなど、他の入居者に不愉快な思いをさせたり迷惑をかけたような行為は慎んで下さい。
ペット飼育	入居者がペットを飼育する際には、事前届出の上、承諾が必要です。他の入居者の迷惑にならないような措置をするとともに、飼育についての全責任を負っていただきます。ただし、他の入居者に迷惑が及ぶときは、飼育を禁止します。

※ その他、当施設を利用するに際し、別に定める管理規程並びに入居者留意事項に従うものとします。

13. 服薬管理について

入居者の服薬については、原則、自己管理となっておりますが、ご自身での服薬管理が困難になった場合には、速やかにご相談ください。入居者もしくはご家族の申し出により、職員がご支援させていただきます。服薬は、依頼人が安全に安心して服薬ができるように、職員の勤務時間の範囲内で、決められた時間にケアハウス職員がお渡しいたします。

その際には、以下の点についてお願いいたします。

- ・服薬管理依頼書への記入と提出をお願いいたします。
- ・薬はなるべく薬局にて一包化をお願いいたします。
- ・薬は、所定の薬ケースにセットした状態で、お薬手帳または薬剤情報提供書と共に、職員へお預け下さい。

※ 以上について、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和 年 月 日

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、軽費老人ホームへの入居に同意しました。

入居契約者

住所：

氏名：

印

身元保証人

住所：

氏名：

印

(入居契約者との関係)

軽費老人ホームへの入居に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアハウス湯々館

説明者職名・氏名

印

(別表1)

令和7年4月1日現在

◎サービスの提供に要する費用 (1人当たりの月額)

対象収入による階層区分	費用徴収額 (月額)	加算額 (月額)
1,500,000 円以下	10,100 円 (夫婦の場合は 7,000 円)	
1,500,001 円～1,600,000 円	13,100 円	
1,600,001 円～1,700,000 円	16,200 円	
1,700,001 円～1,800,000 円	19,300 円	
1,800,001 円～1,900,000 円	22,300 円	
1,900,001 円～2,000,000 円	25,400 円	
2,000,001 円～2,100,000 円	30,500 円	
2,100,001 円～2,200,000 円	35,600 円	
2,200,001 円～2,300,000 円	40,600 円	
2,300,001 円～2,400,000 円	45,800 円	
2,400,001 円～2,500,000 円	50,900 円	
2,500,001 円～2,600,000 円	58,000 円	
2,600,001 円～2,700,000 円	65,100 円	
2,700,001 円～2,800,000 円	72,300 円	
2,800,001 円～2,900,000 円	79,400 円	
2,900,001 円～3,000,000 円	86,600 円	
3,000,001 円以上	89,900 円	処遇改善加算額

【処遇改善加算額の計算式】

$$\boxed{\text{介護職員における}} \quad \boxed{\text{処遇改善加算額}} = \boxed{\text{前年度平均介護職員数}} \quad \boxed{\text{(常勤換算後)}} \times \boxed{\text{9,000 円}} \div \boxed{\text{前年度平均入所者数}} \quad \boxed{\text{(一般入所者)}}$$

◎生活費(1人当たりの月額) 46,940 円

◎冬期加算(1人当たりの月額) 11月～翌3月まで 2,160 円

◎居住に要する費用 (居室別月額)

	居 室	月 額
2人部屋	601・602号室	60,000 円
1人部屋	605・608・616・617・620・623号室	45,000 円
	607・610・611・615・621・622・625号室	40,000 円
	603・606・612・613・618号室	35,000 円

◎光熱水費 電気料金 30 円 / 1 kwあたり